

職員組合交渉概要	
交渉日時	令和8年1月21日(水) 16:30 ~ 17:00
提案概要	千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定交渉について 給料表構造の改正について
労使の別	主張の要旨
市 (あいさつ)	<p>本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>今回は、①千葉県人事委員会勧告に基づく給与制度改正、②給料表構造の改正 について協議をさせていただくため、この場を設けております。</p> <p>それではさっそく始めさせていただきます。</p>
市 (あいさつ)	<p>職員組合の皆様には、日頃から市政運営にご理解、ご協力をいただき、感謝申し上げます。</p> <p>それでは、今回の交渉内容でございますが、</p> <p>① 千葉県人事委員会勧告に基づく令和8年4月適用の給与制度改正</p> <p>② 令和9年4月適用の給料表構造の改正について</p> <p>となります。本日はどうぞよろしく願いいたします。</p>
組合 (あいさつ)	<p>初めに、交渉に先立ちまして、10月に実施済みの交渉の内容にあった給与改定に伴う差額支給について、妥結事項のとおり実施頂きましてありがとうございました。この場をお借りして感謝申し上げます。</p> <p>さて、当局の皆様におかれましては、日頃より職員組合の活動に対しご理解をいただき、誠にありがとうございます。本日はお忙しい中、協議の場を設けていただきましたこと、重ねてお礼申し上げます。</p> <p>佐倉市職員組合は、組織の目的である職員の勤務条件の維持改善、職員の文化的、社会的地位の向上のために活動することを念頭に、今後ともみなさまとの交渉や意見交換に臨みたいと存じます。</p> <p>本日はよろしく願いします。</p>
市	<p>ありがとうございました。それでは、早速説明に入らせていただきます。</p> <p>はじめに、令和7年度千葉県人事委員会勧告のうち、令和8年4月適用の給与制度改正についてでございます。先に説明を行い、その後、質疑の時間を設けたいと存じます。</p>
市 (千葉県人事委員会勧告に	<p>令和8年4月適用の給与制度改正については、大きく2種類、通勤手当と第2種初任給調整手当に関するものとなります。</p>

<p>基づく給与改 定交渉につい て)</p>	<p>(1) このうち、通勤手当に関しては、10月の交渉時にご説明したとおり、</p> <p>① 現在、交通用具利用者に対する通勤手当については、用具の種類に応じて、自転車・原動機付自転車・自動車の3つの区分を設けて金額設定がなされております。千葉県においては、手当制度の簡素化を目的に、これを「自動車等」としてひとつの区分に統合するとしています。</p> <p>② 次に、駐車場の利用に対する通勤手当についてです。今回、通勤手当の1種類として新設されるもので、自動車等の通勤手当を受ける職員が、駐車場を利用して、その料金負担を常例とする場合に、月額5,000円を上限に支給を受けることができますものとなります。</p> <p>③ また、条例では、別表第4として、交通用具利用の場合に、距離区分に応じて金額を規定しておりますが、これを条例から削除して、規則に規定しなおし、上限額のみを記載する改正を千葉県においてもおこなうことが判明しておりますので、本市においても、今回、併せて対応したいと考えております。</p> <p>(2) 次に、第2種初任給調整手当についてです。</p> <p>これは、国が「人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填する」ものとして、新設された手当です。</p> <p>千葉県が国同様に改正する予定であるので、本市としても条例に盛り込みたいと考えております。</p>
<p>組合</p>	<p>ご説明ありがとうございました。趣旨と内容について理解いたしました。通勤手当につきまして、千葉県人事委員会勧告の内容は、10月にご説明いただきました人事院勧告の内容に沿ったものと認識しております。当局の方針は県勧告に準拠したものであり、特に駐車場代の支給に関しては多くの職員にとって利益のある改正であると捉えておりますが、規則改正にあたっては国・県の動向を注視しながら、迅速な情報共有をお願い致します。</p> <p>また、距離区分に応じた金額表を規則に規定しなおすことにつきましては、今後の金額改正の際には職員にとって直接の影響が大きいため、従前と同様に労使協議事項として取り扱っていただきますようお願い致します。</p>
<p>市</p>	<p>駐車場の利用に関する通勤手当については、現在、国や県の情報を待っている段階ですので、判明し次第、速やかに情報共有をさせていただきます。</p>

	<p>また、交通用具利用者に対する通勤手当にかかる別表については、規則に規定されることとなりますが、引き続き労使協議事項として取り扱いをさせていただきます。</p>
組合	<p>ありがとうございます。</p> <p>また、第2種初任給調整手当については、現行の給料表では最低賃金を下回っていないものの、近年の最低賃金上昇の動向をふまえ、県に準拠して備えておくものと理解しています。</p>
市	<p>ありがとうございました。次の説明に入らせていただきます。</p> <p>令和9年4月適用の行政職給料表構造の改正についてです。</p>
市 (令和9年4月適用の給料表構造の改正について)	<p>現在の佐倉市の行政職給料表は、千葉県の行政職給料表をもとにして、一部合成した構造となっております。</p> <p>具体的には、1級が県の1, 2級、2級が県の2, 3級の合成としており、3級から7級までは、県の4級から8級を使用して、7級制としております。</p> <p>昨年、今年と、若年層の大幅な給与改定があったことで、1、2級の合成部分について、大きな歪み（ゆがみ）が生まれております。</p> <p>また、近隣市において、佐倉市以外はすべて8級制以上を採用しています。</p> <p>そのため、今回、2月議会において条例改正を提案して、この歪みを解消するため、千葉県行政職給料表1級から8級までをそのまま使用する形に給料表構造を改正し、結果として佐倉市においても8級制としたいと考えております。</p> <p>今回の改正を行う場合、現在の3級から7級については、それぞれ4級から8級と級の番号を変更し、給料月額の変更はありません。</p> <p>また、現在の1級と2級については、基本的には給料月額を変えずに、一部調整を加えた上で1～3級に格付けしなおすものとしします。</p> <p>また、これにより、若年層の昇格機会を1回増加することができますので、人事評価の結果をより適正に処遇に反映できるようになります。</p> <p>この改正内容については、級の変更があることにより、人事評価制度をはじめとして、人事管理制度の整備に時間が必要であることから、令和9年4月からの適用としたいと考えております。</p>
市	<p>それでは質疑に移ります。</p> <p>何かございますでしょうか？</p>
組合	<p>ご説明ありがとうございました。これまで様々な制度改正の際には県に準拠する方針としてきた経緯をふまえ、県と同様の</p>

	<p>給料表構造とすることで、今後の給与改正の際には県勧告の内容をより反映させやすくなるものと捉えています。</p> <p>そこで改正内容について、現在の1級と2級については一部調整を加えた上で1～3級に格付けしなおすもののご説明がありました。具体的には改正後はどのような取り扱いになるのでしょうか。</p>
市	<p>現在の1級主事または主事相当職は改正後は1級と2級に、現在の2級主任主事または主任主事相当職については改正後は3級に格付けしなおすこととなります。</p>
組合	<p>承知いたしました。県給料表を合成していた1級・2級については、新給料表への振り分けに際し不利益が生じないようにお願い致します。</p>
市	<p>経過措置を設けるなど、大きな影響が出ないような対策を検討してまいります。</p>
組合	<p>承知いたしました。給料表構造の改正の必要性については理解しているところですが、新1～3級への移行については慎重な検討及び対応が必要と考えており、移行実施までの期間、随時組合と情報を共有のうえ組合員からの意見等に真摯に対応いただくことを要望します。</p>
市	<p>それでは、以上を持ちまして協議は終了とさせていただきます。本日はお集まりいただきましてありがとうございました。</p>